

平成 22 年度 第 8 回 西宮市農業委員総会議事録

1、開催日時：平成 22 年 11 月 22 日（月）14 時 30 分から 15 時 05 分

2、開催場所：西宮市役所職員会館 1 階大会議室

3、出席委員（15 人）

会長	1 番	吉田 昭光
会長職務代理者	2 番	野口 照之
委員	3 番	上田 さち子
	4 番	ざこ 宏一
	5 番	直井 勇治
	6 番	坂口 文孝
	7 番	茶谷 一
	8 番	辻本 悟
	9 番	中松 實
	11 番	木田 佳文
	10 番	宮本 清次
	12 番	田中 勇
	13 番	大前 輝雄
	14 番	岡本 久一
	15 番	吉井 律

4、欠席委員（0 人）

5、議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 11 号 平成 21 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

報告第 30 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出受理の件

報告第 31 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届出受理の件

報告第 32 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請書の返却の件

報告第 33 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく解約等の通知の件

報告第 34 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件

報告第 35 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

6、農業委員会事務局職員

事務局長	森 正一
係長	東 孝二
主事	立花 逸人

議 長 委員の皆様、本日はご苦勞様でございます。定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を開催いたします。

本日、出席委員は、在任する選挙による委員 10 名のうち出席数は 10 名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。

議 長 それでは、まず、日程第 1 の議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 異議なしとのことでございますので、10 番宮本清次委員、11 番木田佳文委員を議事録署名委員に指名いたしますのでよろしくお願ひします。

以上で日程第 1 を終わります。

議 長 これより日程第 2、議案案件に入ります。

まず、議案第 11 号「平成 21 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、ご説明させていただきます。議案第 11 号「平成 21 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」でございますが、先月の農業委員会総会で議案 10 号として上程し、ご承認いただきました「平成 21 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」これにつきまして農林水産省経営構造改善局長からの通知に基づきまして西宮市ホームページに 10 月 21 日から 11 月 21 日の期間公表した結果、地域の農業者等からの意見及び要望等はございませんでしたのでこの度上程した点検・評価を西宮市農業委員会の点検・評価とすることについて議決をもとめるものであります。なお、内容に関しては前回上程したものと変更ございません。

【議案 11 号を議案書をもとに朗読】

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議 長 本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

なければ、議案第 11 号「平成 21 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」につきましては、ご承認いただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第 11 号につきましては、承認することといたします。

それでは、これより報告案件に入ります。

議 長 まず、報告第 30 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出受理の
件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事 務 局 報告第 30 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出受理の件」で
ございますが、議案書 2 ページ 1 件でございます。

【議案書朗読】

当該届出は、法定記載事項がもれなく記載され適法なものとして事務局長
専決により、書類を受理しましたので報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。
(発言なし)

議 長 他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 続きまして報告第 31 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届出
受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事 務 局 報告第 31 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届出受理の件」
でございますが、議案書 3 ページ 1 件でございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事
務局長専決により、書類を受理しましたので報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。
(発言なし)

議 長 他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 続きまして、報告第 32 号「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請書の返
却の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事 務 局 報告第 32 号「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請書の返却の件」で
ございますが、議案書 4 ページ 1 件でございます。

【議案書朗読】

当該報告は、平成 22 年 3 月 23 日(火)の農業委員会総会にて上程し、
議案第 9 号「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請の件」で農業委員会の意
見を県知事に送付することを決定し手続きを進めていたところでありま
すが、今回の転用事業地には里道、緑地が含まれていることから、当該地を取
得するまでは転用事業は行えないとのことから、申請者に当該地の取得に向
けた指導をするため申請書を返却することを報告します。

なお、申請者は、当該地の取得に向け関係機関と現在調整中であり、再度
申請書類を提出する意思があるとのこととです。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

- 4 番（雑古） 今、説明のありました補正の為ということは、一部整えばいいということだと思っておりますが、以前わたしが農業委員をやっている時に船坂地区を視察した際、沿線に資材置場やのに物が建っていた、あれはどうなっているのかと確認した時に、指導しても戻らないという返答があった事案があると思っておりますが、あれも調整区域だったと思う。調整区域には、原則建物は建てられないが露天建築資材置場は、何も無い露天なのか、建物が建てるものなのか、把握されていますか。それは、建築審査や開発審査がすることかもしれないが、調整区域で規制されている建物を建てている場合、農業委員会としてもなんらかのことをいうべきでないか。
- 事務局（東） 実質、あの並びに中古車の関係の店もありますが、その中古車販売業務に必要な簡易な建物に関しては県も許可しています。そうでなく、人が住むような、住居は、違法転用でもとに戻すよう命令が県からでると思います。今建っているのは、店舗運用に必要な事務所、資材置場の関係であれば、水に濡れてはいけない資材の格納庫くらいの建物が建っているところくらいはあると思います。その程度の建物になると思います。
- 4 番（雑古） 補正が終われば、再申請されるということですが、調整区域だということのを頭に置いてやっていかなければ、違法建築のようなものが並んでいくということは許されるべきではないと思います。農業委員会としてもきっちり確認してダメなものはダメははっきりいっていくべきだと思います。
- 事務局（東） 規則の中にも、1年後の現状を県知事にも報告する義務もあります。その辺で建物等が建っていたら、もとに戻せという命令が過去にも一度出たかと思いますが、そういう命令に運んでいきます。
- 4 番（雑古） 命令したところで放置されていることが、何年か前に視察した時にはあったわけですから、知事の命令で違法でないかといわれても素直にわかりましたと取り除くのは考えにくい、今いった1件も残っているはずなんやから、最初のスタートをきっちりやっておかないといけない。
- 事務局（東） わかりました。
- 6 番（坂口） 今回のような申請は、再申請されるまで農地として管理が必要になるのか。
- 事務局（東） なりますね。
- 議長 他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして、報告第33号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約等の通知の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。
- 報告第33号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約等の通知の件」でございますが、議案書5ページ1件でございます。
- 【議案書朗読】
- 議長 添付書類も含め通知要件を満たしておりましたので報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。
(発言なし)

議 長 他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

事務局 続きまして、報告第 34 号「租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。
報告第 34 号「租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件」でございますが、議案書 6 ページ 1 件でございます。
【議案書朗読】
申請地は 10 月 4 日に現地調査をした結果、野菜を耕作されていることを確認しました。また、相続人の農業従事日数ですが、農家台帳より 240 日ということで農業経営の中心的に担っていることも確認しております。また、添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、証明書を交付しましたので報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。
3 番(上田) 今回の申請の該当地が、報告 30 号の内容と重複していますが、相続の届出 6 筆の内、納税猶予を受けているのが 2 筆。相続で受けた農地の残りの 4 筆はどうなっているのですか。

事務局(東) 相続を受けた農地は、生産緑地であるが経営面積的に規模を維持できないということから買取申出をされています。

9 番(中松) 相続の届出は前々回、主たる従事者証明をだしたところ同じですか。
議 長 同じです。

9 番(中松) 少し話がずれますが 9 月の総会で生産緑地に係る主たる従事者証明の交付決定を 3 件しました。11 月上旬には、その内 2 件の生産緑地の買取りの斡旋が農会を通じてなされました。残りの 1 件は、どうなったのですか。

事務局(東) 農業委員会としては、同時期に 3 件の主たる生産緑地に係る主たる従事者証明の交付をしました。実際にそれを添付して都市計画グループに買取申出された時期が、個々に異なりますので斡旋文書も異なった時期に送付しております。なお、残り 1 件は庁内等での斡旋期間が終了したところです。

9 番(中松) わかりました。

3 番(上田) 生産緑地のことになるのですが、買取申出されてからの流れですが、農地としてまず、県や市の各部署に斡旋し、買い取らないことが決まれば、次は農家に案内が行くということですね。

事務局(東) そうです。

3 番（上田） 実は、都市計画審議会にも出席しているのですが、1年に1回生産緑地の報告事項があるのですが、その時は、当該土地が既に宅地転用されていたりすることがあります。そうした段階で都市計画審議会では、報告があることになりません。審議会の委員は、まだ生産緑地であるということで当該地は農地であるイメージがある。実際行ってみると建物が既に建っている。都市計画審議会としては、手続き的に進めて行く必要があるからやっているが、全部農地でなくなった状態で報告があっても。

事務局（東） 買取申出がなされて3ヶ月たてば、生産緑地法では、行為制限が解除されてその地区内では、建物の建築や転売が可能地になるのです。

議 長 他に質問はございませんか。
（発言なし）

議 長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 続きまして、報告第35号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事 務 局 報告第35号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございますが、議案書7ページから8ページ6件でございます。
【議案書朗読】
現地調査の結果すべて農地として耕作されていることを確認しましたので会長専決にて証明書を交付したので報告します。
事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。
（発言なし）

議 長 他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 以上をもちまして、本日予定いたしておりました議事・報告案件はすべて終了いたしました。
これをもちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。